

『危険コンクリートブロック塀補助制度』

をご存知ですか？

- ①▶▶ **部分除却(塀の高さを下げる)工事費用も補助します**
※部分除却には諸条件があります。詳しくは建築指導課へお問い合わせください。
- ②▶▶ **「塀除却後のフェンス等の設置」費用も補助します**
- ③▶▶ **補助上限額は撤去・設置を含めて25万円です**



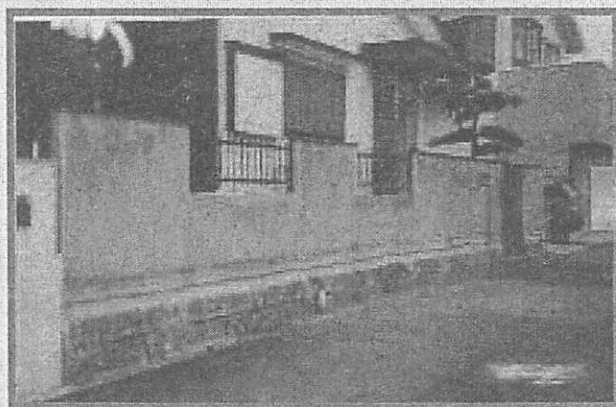
危険コンクリートブロック塀補助制度とは？

道路に面する危険なコンクリートブロック塀などを除却して、フェンスなどの設置、生垣や植栽に転換する際に補助をすることで、地震時の二次的な災害を防止するための制度です。

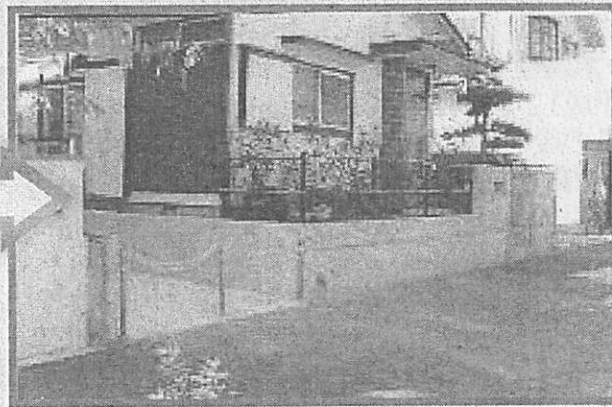
通学路や避難路に面しているコンクリートブロック塀などで、市で危険な状態と判断したものが補助対象となります。

また、コンクリートブロック塀などを所有または管理しているかたが申請できます。

補助対象の内容と補助額		
工事	内容	補助額
塀等の除却工事	危険コンクリートブロック塀等の除却、樹木の移植 ※除却工事のみでも補助対象になります	要した経費の2分の1 かつ10,000円/m
緑化に係る工事	危険コンクリートブロック塀等を除却したあとの、道路境界線沿いに設ける生垣（樹種、高さ・延長距離等に条件があります）、8平方メートル以上の植栽	市が算定した額の2分の1
フェンス等の設置工事	危険コンクリートブロック塀等を除却したあとの、道路境界線沿いに設けるフェンス等の設置	要した経費の2分の1 かつ15,000円/m
上記合計額25万円を限度（コンクリートブロック塀等の除却が前提）		



除却前



整備後

各種補助金

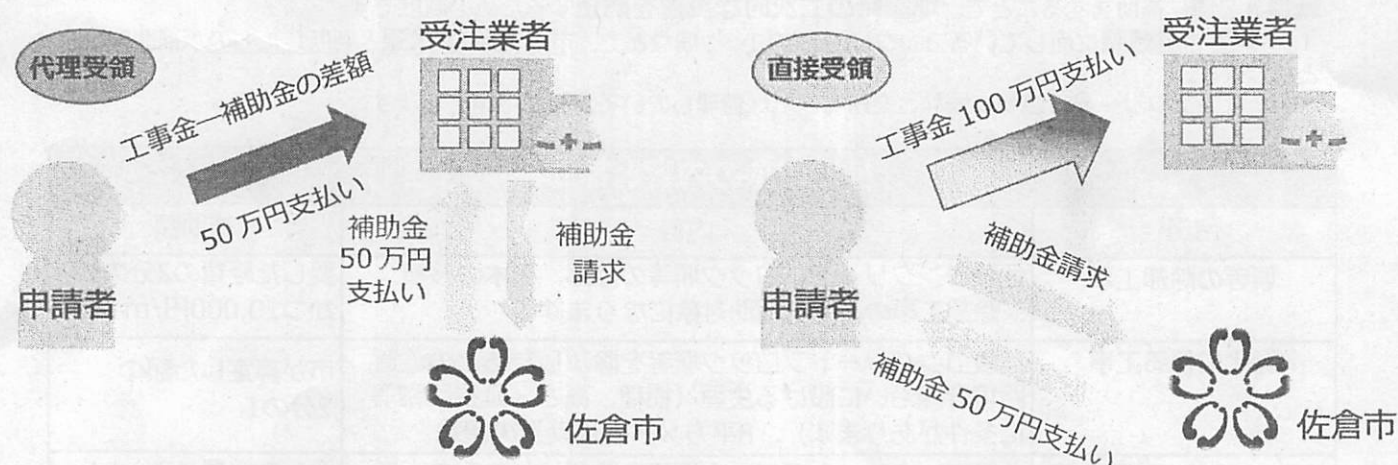
『代理受領制度』が利用できます

申請者のかたが工事業者に工事費用を支払う時に、その費用から、あらかじめ補助金額を差し引いた金額を支払う一方、補助金相当額を、市が工事業者に支払う制度です。

補助金請求書を提出する際に、申請者が補助金を『直接受領』するか、工事業者が『代理受領』するかを選択できるようになりました。

これにより、申請者のかたが工事業者に費用の全額を支払う必要がなくなり、初期費用の負担が軽減されます。

(例) 工事金額が 100 万円、補助額が 50 万円の場合



○この制度を利用できるのは、以下の事業です。

★木造建築物耐震診断補助事業

平成12年5月31日までに建築し、その後増築がないもの(上限4~7.5万)

★木造住宅補強改造工事補助事業

平成12年5月31日までに建築し、その後増築がないもの(上限50~100万)

★耐震補強リフォーム補助事業

昭和56年5月31日までに建築し、その後増築がなく、かつ耐震補強工事補助と同時にを行うリフォーム(上限10万)

★耐震シェルター設置リフォーム補助事業

昭和56年5月31日以前に建築されたもので、建物内に面的構造物を設置するもの(上限25万)

★マンション耐震診断補助事業

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの予備診断(上限3.4万)及び本診断(同100万)

★危険コンクリートブロック塀等の除去、フェンス等の設置及び緑化推進補助事業(上限25万)

詳しくは、**佐倉市役所建築指導課**までお問い合わせください！

佐倉市海隣寺町97番地 3号館2階

TEL:043-484-6169 FAX:043-485-0108

